



最高裁秘書第3927号

平成28年12月14日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

10月13日付け（同月14日受付，最高裁秘書第3259号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

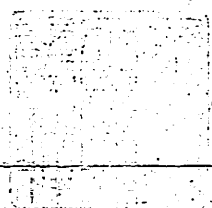
1 開示する司法行政文書の名称

- (1) 高等裁判所事務局長事務打合せ配布資料目録（片面で1枚）
- (2) 高等裁判所事務局長事務打合せ出席者名簿（片面で1枚）
- (3) 高等裁判所事務局長事務打合せ席図（片面で1枚）
- (4) 高等裁判所事務局長事務打合せ席図（個別協議 速記を巡る状況について）
（片面で1枚）
- (5) 高等裁判所事務局長事務打合せ席図（個別協議 裁判官の人事について）（片面で1枚）
- (6) 高等裁判所事務局長事務打合せ進行予定等（片面で1枚）
- (7) 平成28年10月高等裁判所事務局長事務打合せ結果概要（片面で4枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）



高等裁判所事務局長事務打合せ配布資料目録

- 1 出席者名簿
- 2 事務打合せ席図
- 3 事務打合せ進行予定

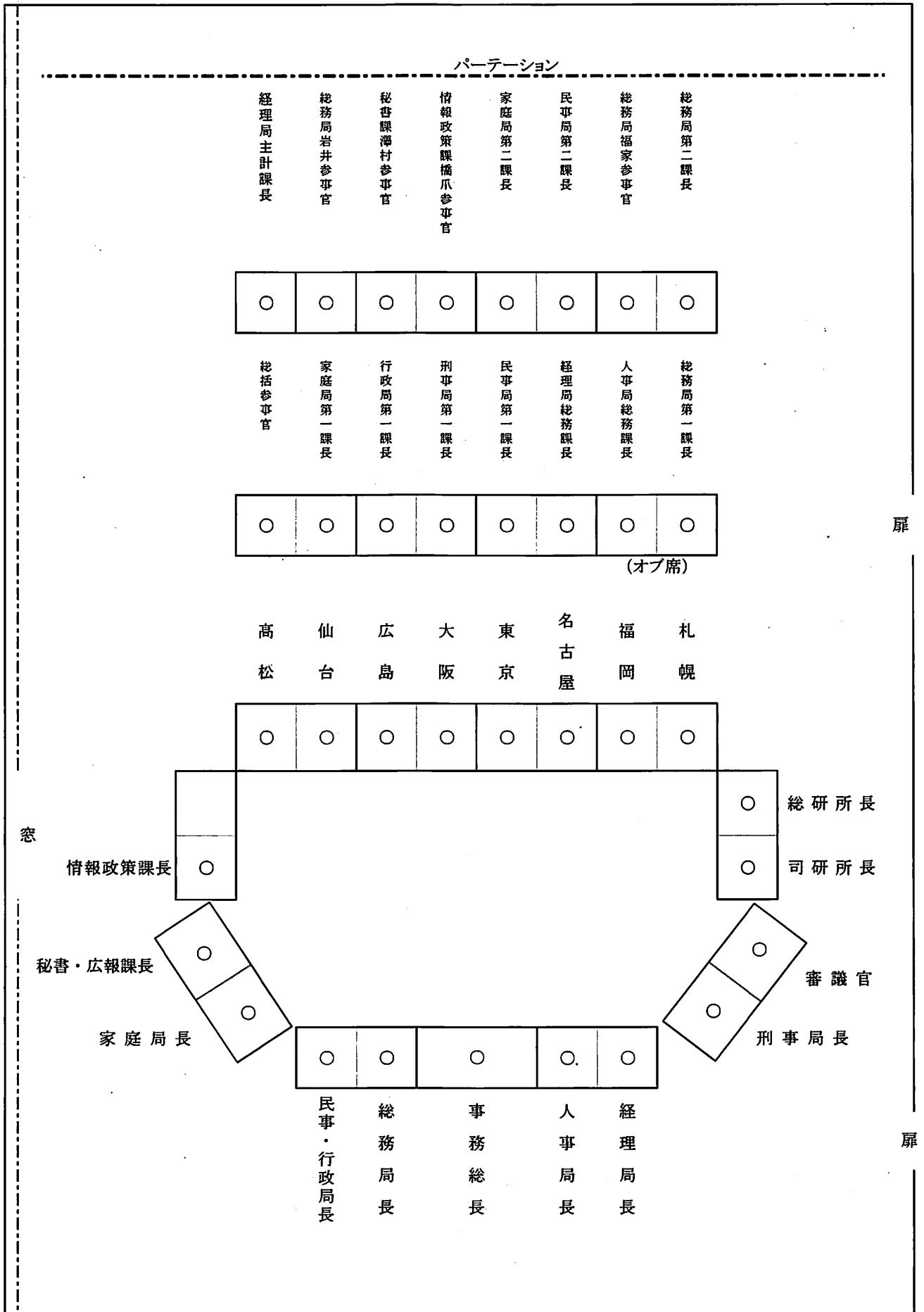
高等裁判所事務局長事務打合せ出席者名簿

東京高等裁判所事務局長	吉	崎	佳	弥
大阪高等裁判所事務局長	井	上	直	哉
名古屋高等裁判所事務局長	森	島		聡
広島高等裁判所事務局長	友	重	雅	裕
福岡高等裁判所事務局長	安	永	健	次
仙台高等裁判所事務局長	竹	内		努
札幌高等裁判所事務局長	坂	田	威 一	郎
高松高等裁判所事務局長	下	津	健	司

高等裁判所事務局長事務打合せ席図

平成28年10月7日(金)

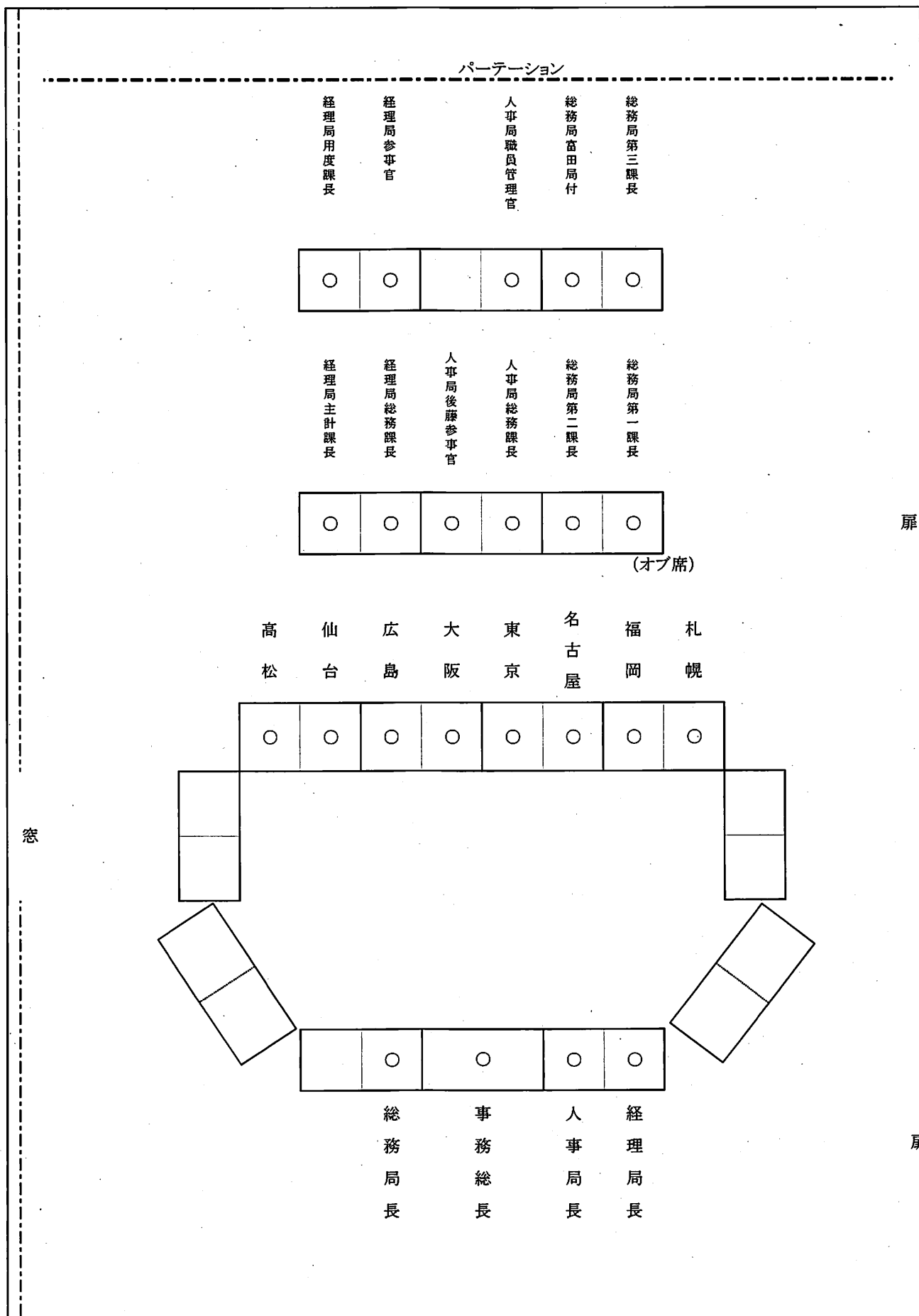
最高裁判所中会議室



高等裁判所事務局長事務打合せ席図(個別協議 速記を巡る状況について)

平成28年10月7日(金)

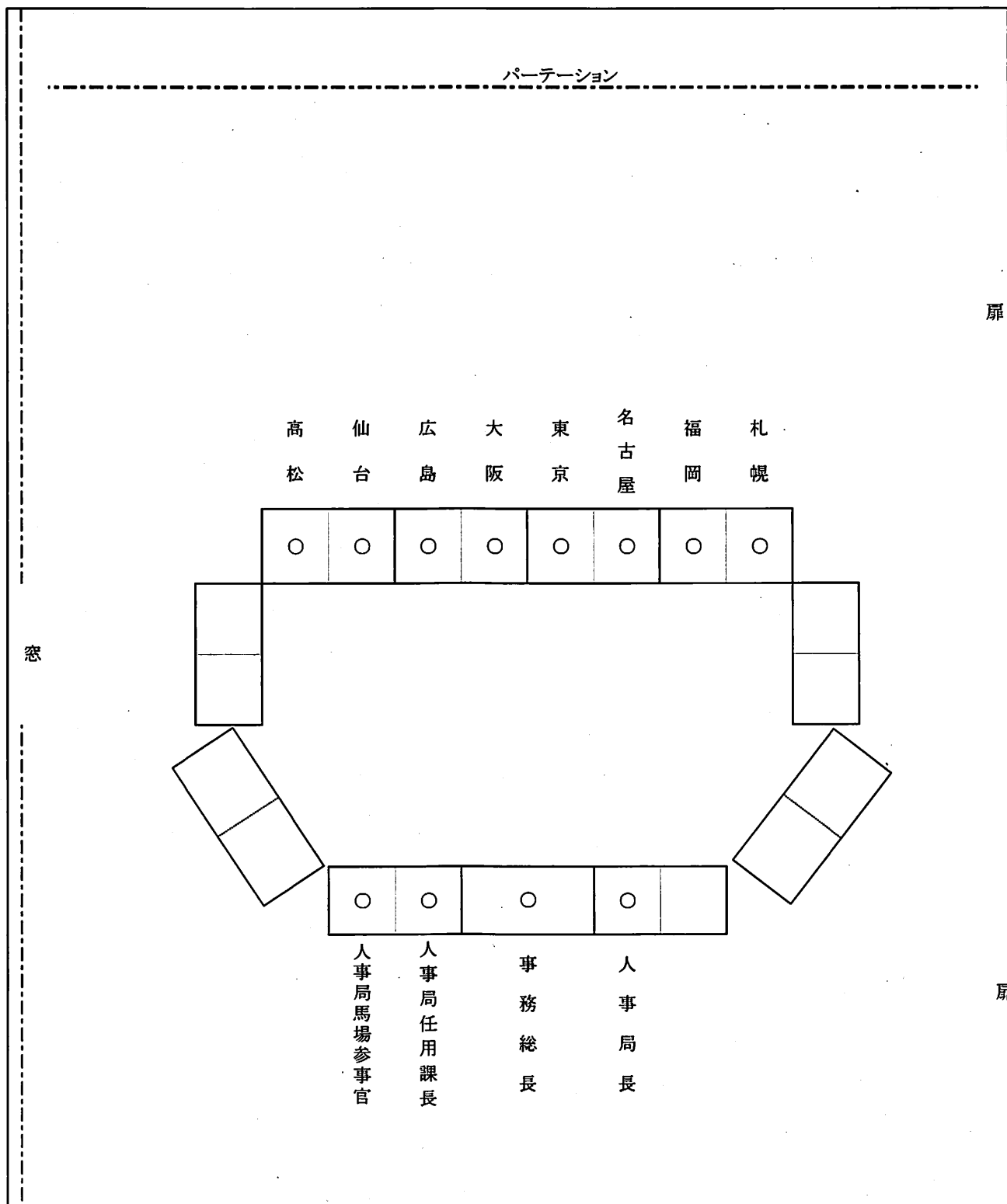
最高裁判所中会議室



高等裁判所事務局長事務打合せ席図(個別協議 裁判官の人事について)

平成28年10月7日(金)

最高裁判所中会議室



高等裁判所事務局長事務打合せ進行予定等

日時 平成28年10月7日(金)
場所 中会議室(懇親会は地下食堂)

時間(予定)	協議テーマ	所管局	出席予定者	オブ席
10:00～10:15	事務総長あいさつ	—	事務総長 総務局長 人事局長 経理局長 民事・行政局長 刑事局長 家庭局長 審議官 秘書・広報課長 情報政策課長 司研所長 総研所長	情報政策課橋爪参事官 総務局第一課長 総務局第二課長 総務局福家参事官 総務局岩井参事官 人事局総務課長 経理局総務課長 民事局第一課長 民事局第二課長 刑事局第一課長 行政局第一課長 家庭局第一課長 家庭局第二課長
10:15～12:05	1 裁判事務に関する課題と司法行政の役割 ○ 高裁裁判官同士の意見交換について ・ 民事 ～ 特に地裁の審理判断の状況や課題について ・ 刑事 ～ 特に裁判員裁判に対する控訴審の在り方について ○ 成年後見監督に関する上級庁の役割 ・ 後見監督の在り方の見直しに向けた上級庁の支援の在り方について ・ 緊急事務処理態勢移行後の告発事務の処理に関する上級庁の指導について	民事局 刑事局 家庭局		
13:00～14:30	2 情報共有、非常事態対応関係の協議 ○ 情報伝達過程の課題と取組の実情 ○ 法令に則った適正な事務処理を意識した各庁における取組として、どのようなものがあるか。それらの取組の効果についてはどうか。 ○ 非常事態対応のうち、特に加害行為対応、逃走事案に対する対応につき、実際の事案が発生した際に、事前に定めた対応要領が機能しない、過去の経験が生かせないといった問題について、組織的に対応力を高めていくための具体的な取組の工夫	総務局		情報政策課橋爪参事官 秘書課澤村参事官 総務局第一課長 総務局第二課長 総務局福家参事官 総務局岩井参事官 人事局総務課長 経理局総務課長 民事局第一課長 民事局第二課長 刑事局第一課長 行政局第一課長 家庭局第一課長 家庭局第二課長
14:30～16:00	3 事務総局からの情報提供と意見交換、フリーディスカッション	関係局課		総括参事官 情報政策課橋爪参事官 総務局第一課長 総務局第二課長 総務局福家参事官 総務局岩井参事官 人事局総務課長 経理局総務課長 民事局第一課長 民事局第二課長 刑事局第一課長 行政局第一課長 家庭局第一課長 家庭局第二課長
16:00～17:30	4 個別協議 ○ 選配を巡る状況について ○ 裁判官の人事について	総務局 人事局 経理局 人事局	事務総長 総務局長 人事局長 経理局長 事務総長 人事局長 人事局任用課長 人事局馬場参事官	総務局第一課長 総務局第二課長 総務局第三課長 総務局富田局付 人事局総務課長 人事局後藤参事官 人事局職員管理官 経理局総務課長 経理局主計課長 経理局参事官 経理局用度課長
18:00～19:30	懇親会(地下食堂)	—		

平成28年10月高等裁判所事務局長事務打合せ結果概要

【テーマ1】

裁判事務に関する課題と司法行政の役割

1 民事裁判の質の更なる向上を図っていくためには、各裁判官が様々な外部的（客観的）視点を積極的に取り入れて自らの審理運営や判断の内容を省みることが有益であり、地裁の裁判官にとっては、控訴審判決の活用や高裁の裁判官との意見交換が重要と考えられる。また、裁判員裁判に対する控訴審の在り方については、本年の長官所長会同において、高裁の裁判官同士で意見交換を行って議論を積み上げる必要があるとの指摘がされたところである。

そこで、高裁の民事部・刑事部について、高裁裁判官同士の意見交換の実情（意見交換が十分に行われていない場合はその原因等）や、率直な意見交換を行うための取組・枠組み（研究会等）について伺いたい。

2 (1) 後見監督の在り方の見直しについては、家裁としての在るべき監督方法について各庁において様々な取組が行われているが、高裁としては、今後、各庁における取組をどのように支援していく予定であり、そのあい路はどこにあると考えているか、さらには、高裁との役割分担といった観点から、家庭局に対して期待される支援はどのようなものか、といった点について伺いたい。

(2) 緊急事務処理態勢移行後、各家裁において告発の要否について組織的に検討する態勢を整えて、告発事務を行っているものと承知しているが、各管内の家裁における告発事務処理態勢の実情を伺うとともに、高裁から家裁に対して合理的な告発事務の在り方を指導する際の視点等について意見交換したい。

○ 高裁裁判官同士の意見交換について

(1) 民事 ～ 特に地裁の審理判断の状況や課題について

高裁民事部の裁判官同士による、地裁の審理判断の状況や課題、これを踏まえた地裁に対するメッセージの伝え方等についての認識の共有は、控訴審判決の還元や地裁との意見交換を見直す取組の進展に伴い、意識的に行われるようになってきているが、部総括又は陪席裁判官のい

ずれかの間でのみ意見交換が行われている庁も少なくない上、本庁と支部との間では認識共有の機会が乏しい庁が多かった。また、認識共有の内容についても、地裁の審理判断の状況や課題については比較的認識共有が進んでいるものの、地裁に対するメッセージの伝え方等については、今後の課題とする庁が複数あった。

(2) 刑事 ～ 特に裁判員裁判に対する控訴審の在り方について

高裁刑事部の裁判官同士による議論については、十分にできていないという庁があった一方で、部総括も含めた研究会を定期的を開催しているという庁や、陪席裁判官が控訴審の在り方について勉強会を始めたところであり今後の発展に期待しているという庁があった。さらに、1か部しかなく議論の相手が限られているとか、議論の素材となる事件が少ないといった制約を克服するため、他の高裁と合同で勉強会を開催するようにしたという工夫例も紹介された。

○ 成年後見監督に関する上級庁の役割

(1) 後見監督の在り方の見直しに向けた上級庁の支援の在り方について

後見事務について家裁が監督として行う審査の考え方や枠組みについては、一応の理解が定着しつつあるが、支部における検討は進んでいないとの意見が大勢であった。

このような状況の中で、高裁及び家庭局は、各家裁での主体的な検討を引き続き行われるよう支援していくべきで、研究会や協議会を通じて、理解を深め、支部・出張所への浸透を図ることが現実的であるとの意見が述べられ、特段の異論は述べられなかった。

(2) 緊急事務処理態勢移行後の告発事務の処理に関する上級庁の指導について

告発事務の処理については、ほぼ全ての庁で告発の可否について組織的に検討する態勢が整えられているが、事件部との連携の在り方や告発相当とされた後の事務の進め方等は、各庁によって取扱いが異なっているのが実情であった。今後、高裁としては、捜査機関との連携の在り方

を含めて、各家裁の状況を把握した上で適切な支援をしていく必要があるとの意見が述べられた。

【テーマ2】

情報共有、非常事態対応関係の協議

様々な司法行政上の課題について組織的に対応すること、法令に則った適正な事務処理をすることにつき、各庁においては、様々な取組がなされ、その結果、情報流通経路や事務処理態勢について改善が図られてきている。各庁における取組の実情やその効果について伺い、問題意識を共有することにより、今後の取組につなげていきたい。

- 最高裁から下級裁への情報伝達に関しては、伝えられる情報が多いことから、高裁において、受け手の理解を高めるための工夫が必要であり、具体的には、伝える際に趣旨を付記する、概要図を付ける、メールだけでなく、電話でも伝えて相手の反応を確認する、テレビ会議を活用するなどの方法の有効性が紹介された。
- 下級裁から最高裁への情報伝達ルートに関しては、現在は、地家裁と高裁との間では総務課に一元化し、最高裁との関係では、当事者対応、報道対応について広報課に一元化しているという庁が多く、庁によっては改めて情報伝達ルートを整理したという庁もあった。また、下級裁では、幹部職員間の情報伝達等に依然課題が残っているとの意見もあった。
- 法令に則った適正な事務処理を意識した取組に関して、管内の不適正事務の原因分析を行い、立場にかかわらずオープンでフラットな議論を実践していくなどして、幹部職員の意識を変えるための取組をしており、職員間の雰囲気は変わりつつあるとの紹介があった。また、適正な事務処理を行うためには、根拠にさかのぼった検討を行う必要があるところ、決裁の在り方の見直し・整理が有用であって、多くの庁で取組みが行われ、それに伴って職員の意識も変わってきていることについて紹介があった。
- 実際に発生した逃走事案について、関係者の動きや情報伝達など、対応

上の問題点の分析が紹介されたほか、非常事態対応に関しては、マニュアルを作成しただけでは十分でなく、実際の場面で適切に対応できるようにシンプルな内容とし、訓練を行って、自分の体に落とし込む必要があることなども指摘された。

以 上